資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
1	１－１	（建築物等の老朽化対策） ○　公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。［国、道、市町村］《道内》	（建築物等の老朽化対策） ○　学校施設や公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。［国、道、市町村］《道内》	修文・文言修正等 軽微
2	１－１	（緊急輸送道路等の整備） ○　救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	（緊急輸送道路等の整備） ○　救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、優先的な無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
3	１－２	（警戒避難体制の整備等） ○　土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内	○　土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を支援するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内	修文・文言修正等 軽微
4	１－２	（砂防施設等の整備、老朽化対策） ○　常時観測９火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」~~の策定を推進するとともに、~~関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。［国、道］《道内》	（砂防施設等の整備、老朽化対策） ○　常時観測９火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、関係機関の連携の下、砂防対策を計画的に推進する。［国、道］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
5	１－２	○　道内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。［国、道］《道内》	○　山地災害危険地区の危険度や荒廃状況等を考慮しながら、治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。既存治山施設ついては、道が策定した個別施設計画に基づき、維持管理や更新など必要な対策を実施するとともに、山地災害危険地区等の周辺森林においては、適切な造林・間伐等により根茎の発達を促し、災害に強い森林づくりを推進する。［国、道］《道内》	修文・文言修正等 軽微
6	１－３	（津波避難体制の整備） ○　~~国が検討を進めている太平洋沿岸における断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進~~する。［道］《道内》	（津波避難体制の整備） ○　津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、津波浸水想定および津波災害警戒区域の見直しを適時に実施する。 ［道］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
7	１－３	○　市町村における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、未策定地域の策定を促進するとともに、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。［道、市町村］《道内》	○　市町村における津波ハザードマップについて、新たな津波浸水想定に対応したハザードマップとなるよう必要な改訂を促進する。［道、市町村］《道内》 ○　市町村における津波避難計画について、未策定地域の策定を促進するとともに、新たな津波浸水想定に対応した避難計画となるよう必要な改訂を促進する。 ［道、市町村］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
8	１－３	－	○　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法に基づき、特別強化地域に指定された市町が津波避難対策緊急事業計画に位置づけた津波避難施設等の整備を促進する。［道、市町村］《道内》	新規追加

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
9	１－３	（海岸保全施設等の整備） ○　海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。~~また、高潮浸水シミュレーションを行い、北海道沿岸における高潮浸水想定区域の指定等を推進する。［国、道］《道内》~~	（海岸保全施設等の整備） ○　海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。 ［国、道］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
10	１－３	○　津波の減衰効果のある海岸防災林について、モデル地区において検討した効果的な手法を踏まえた整備を推進する。［道］《道内》	○　津波の減衰効果のある海岸防災林について、北海道海岸防災林整備基本方針に基づき、拡幅が可能な箇所については、できる限り林帯幅を確保するとともに、新たな工法の実施を検討し計画的に整備を推進する。［道］《道内》	修文・文言修正等 軽微
11	１－４	（洪水・内水ハザードマップの作成） ○　洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するほか、市町村の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内》	（洪水・内水ハザードマップの作成） ○　洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するほか、市町村の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。 ［国、道、市町村］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
12	１－４	○　国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。［道、市町村］《道内》	○　国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成への支援及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。 ［道、市町村］《道内》	修文・文言修正等 軽微
13	１－４	（ため池の防災対策） ○　大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する~~とともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する~~。［国、道、市町村］《道内》	（ため池の防災対策） ○　大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。 ［国、道、市町村］《道内》	計画策定等の進捗に伴う修正
14	１－５	（暴風雪時における道路管理体制の強化） ○　道路防災総点検を踏まえた要対策箇所~~について~~、防雪柵や雪崩予防柵など~~の対策工を~~重点的に~~実施~~するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	（暴風雪時における道路管理体制の強化） ○　道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に継続するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、一層の効果的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	修文・文言修正等 軽微
15	１－５	（除雪体制の確保） ○　各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。 ［国、道、市町村］《道内》	（除雪体制の確保） ○　各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、立ち往生車両の対応など、道路管理者間や関係機関との情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。 ［国、道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
16	２－１	（自衛隊体制の維持・拡充） ○　道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	（自衛隊体制の維持・拡充） ○　道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、人員の維持・拡充に向け、道内市町村とともに連携して取組む。［国、道、市町村］《道内・道外》	修文・文言修正等 軽微
17	２－１	（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備） ○　防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》	（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備） ○　防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムや様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
18	２－２	（保健所機能の充実） ○　災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》	（保健所機能の充実） ○　平時から市町村への情報提供による定期的な予防接種の実施、災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、災害時の避難場所における汚水対策など防疫対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》	修文・文言修正等 軽微
19	２－２	（被災時の保健医療支援体制の強化） ○　災害発生時に、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制の更なる強化を図る。［道、民間］《道内》	（被災時の保健医療支援体制の強化） ○　災害発生時に、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制や、他都府県等からの受援体制などの更なる強化を図る。［道、民間］《道内》	脆弱性評価結果の反映
20	２－２	（被災時の保健医療支援体制の強化） ○　災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保など~~改正後の~~指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。［国、道、民間］《道内》	（被災時の保健医療支援体制の強化） ○　災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保、浸水対策など指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。 ［国、道、民間］《道内》	脆弱性評価結果の反映
21	２－２	（災害時における福祉的支援） ○　社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。［道、民間］《道内》	（災害時における福祉的支援） ○　社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「DCAT（北海道災害派遣ケアチーム）」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。 ［道、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
22	２－２	○　災害時にお~~ける福祉支援体制を整備するため、~~社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム~~を組成~~する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。［道、民間］《道内》	○　災害時において社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、「DWAT（災害派遣福祉チーム）」による災害時要配慮者に対する福祉支援を行う。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。［道、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
23	２－３	（物資供給等に係る連携体制の整備） ○　沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	（物資供給等に係る連携体制の整備） ○　沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流連携協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
24	２－３	（非常用物資の備蓄促進） ○　大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、~~14の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、~~振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。［道、市町村］《道内》	（非常用物資の備蓄促進） ○　大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、国が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練を道と市町村が連携して実施するなど、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。［道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
25	２－３	－	○　孤立する可能性のある地域等について、積雪寒冷期による積雪等により、物資運搬等に時間を要することも考慮し、他地域からの応援がなくても対応できる量である１週間程度の物資の備蓄をするなど、孤立に強い地域づくりのため、備蓄体制の構築を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	新規追加
26	２－３	－	○　高付加価値コンテナによる備蓄について、他自治体等における活用事例や検証結果等を踏まえ、地域の備蓄体制や防災機能の強化のため、市町村への整備を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	新規追加
27	２－４	○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》	○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
28	２－４	－	○ 被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保できない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。［国、道、市町村］《道内》《道外》	新規追加

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
29	２－４	（避難者等の生活環境の改善、健康への配慮） ○　炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、~~車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討~~する。［道、市町村、民間］《道内》	（避難者等の生活環境の改善、健康への配慮） ○　炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備およびプライバシーに配慮したパーテーションの設置、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえ、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進する。［道、市町村、民間］《道内》	脆弱性評価結果の反映
30	２－４	－	（避難住民の「こころのケア」体制の充実） ○　災害時における精神保健活動の支援等を行うＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣体制の充実に向け、関係機関との調整やＤＰＡＴ構成員の資質向上のための研修等を実施する。［道、市町村、民間］《道内》《道外》	新規追加
31	３－１	（行政の業務継続体制の整備） ○　国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。［国、道、市町村］《道内》	（行政の業務継続体制の整備） ○　国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画については、大規模災害を想定した防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。［国、道、市町村］《道内》	修文・文言修正等 軽微
32	３－１	○　業務~~全体を対象にした市町村の業務継続~~計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。［道、市町村］《道内》	○　業務継続に必要な６要素を盛り込んだ計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。［道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
33	３－１	－	（警察による警備体制の強化） ○　北海道警察災害警備計画や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震・津波が発生した際の初動対応ガイドラインに基づいて行動する。また、災害時に全国より即応部隊である広域緊急援助隊が来道した際の、受援部隊については編成済みであり、救助活動や治安の維持等に取組む。［国、道］《道内》《道外》	新規追加
34	４－１	（リスク分散を重視した企業立地等の促進） ○　冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靭かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。［国、道、市町村、民間］《道外》	（リスク分散を重視した企業立地等の促進） ○　豊富な再生可能エネルギーや首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靭かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。［国、道、市町村、民間］《道外》	修文・文言修正等 軽微
35	４－１	○　道内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、~~復旧状況や~~電力の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。［道］《道内》	○　道内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、電力の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。［道］《道内》	修文・文言修正等 軽微

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
36	４－２	－	（港湾及び空港の機能強化） ○Ａ２－ＢＣＰを実効性のあるものとするため、防災訓練等を実施し、必要に応じ改定を行うとともに、他機関との連携強化の取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	新規追加
37	４－２	○　北極海航路の利活用に向けて、~~道内港湾の拠点化に向けた検討や航行船舶の誘致など、貨物輸送体制の構築を進めるほか、地理的に優位性のある北海道の港湾の新たな活用方策やそのための機能整備のあり方等について検討を進める。~~［国、道、民間］《道内・道外》	○　北極海航路の利活用に向けて、最新動向等に関する情報を産学官で共有する。［国、道、民間］《道内・道外》	近年の情勢や制度の変化に伴う修正
38	４－２	（陸路における流通拠点の機能強化） ○　広大な~~土地を有する~~北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であ~~り、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点~~の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》	（陸路における流通拠点の機能強化） ○　広大な北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐災害性を高める取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
39	４－３	（道産食料品の販路拡大） ○　大災害時にお~~ける~~食料の~~安定~~供給~~に対応する~~ためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	（道産食料品の販路拡大） ○　大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であることから、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物や加工食品の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	修文・文言修正等 軽微
40	４－３	（生鮮食料品の流通体制の確保） ○　~~道内外の~~災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場~~や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化~~する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	（生鮮食料品の流通体制の確保） ○　災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内卸売市場の関係者や卸売業者の連携を促進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	修文・文言修正等 軽微
41	５－１	（関係機関の情報共有化） ○　災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、~~市町村等における衛星携帯電話の整備を促進するなど、~~通信手段の多重化を促進する。［道、市町村］《道内》	（関係機関の情報共有化） ○　災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進するとともに、操作方法の習熟を促進する。［道、市町村］《道内》	近年の情勢や制度の変化に伴う修正
42	５－１	（住民等への情報伝達体制の強化） ○　災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、~~国の避難勧告等に関するガイドラインの改定~~を踏まえた~~避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し~~を行うとともに、各市町村における~~各種災害に係る避難勧告等の~~発令基準の改定を促進する。［道、市町村］《道内》	（住民等への情報伝達体制の強化） ○　災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難指示等に係る具体的な発令基準」を踏まえた各市町村における発令基準の改定を促進する。［道、市町村］《道内》	近年の情勢や制度の変化に伴う修正

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
43	５－１	（住民等への情報伝達体制の強化） ○　車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。［国、道］《道内》	（住民等への情報伝達体制の強化） ○　車両への交通情報の提供設備、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置、可搬式発動発電機と信号機の接続を容易とする電源ボックスについて、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。［国、道］《道内》	近年の情勢や制度の変化に伴う修正
44	５－１	（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策） ○　災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策） ○　災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
45	５－１	（帰宅困難者対策の推進） ○　災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携~~による~~帰宅困難者支援の取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	（帰宅困難者対策の推進） ○　災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携し、冬期も考慮した帰宅困難者支援の取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	脆弱性評価結果の反映
46	５－２	（電力基盤等の整備） ○　道内における電力基盤の増強に向け、~~現在、国と民間により進められている送電網整備に係る実証事業を促進するとともに、これらの実証事業の拡大や~~ＡＩ、ＩｏＴといった新たな技術の活用なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を推進する。［国、道、民間］《道内・道外》	（電力基盤等の整備） ○　道内における電力基盤の増強に向け、ＡＩ、ＩｏＴといった新たな技術の活用なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を推進する。［国、道、民間］《道内・道外》	計画策定等の進捗に伴う修正
47	５－２	○　電力需給の安定~~に関する取組を着実に実施する~~とともに、~~災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、道民等へ発信するため、~~国や電気事業者等との連携強化を図る。［国、道、民間］《道内》	○　電力の安定供給に向け、発電施設の施設設備の老朽化や耐震化に計画的に取り組むとともに、北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力需給の安定や再生可能エネルギーの開発、導入に向け、国や電気事業者等との連携強化を図る。［国、道、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
48	５－２	~~○　災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》~~	○　余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うことで、災害時に自立分散型の電源として活用できる「Ｖ２Ｘ」の導入を進める。［道、市町村］《道内》	近年の情勢や制度の変化に伴う修正
49	５－２	－	○　道有施設への新エネ導入や省エネ導入を率先して推進し、道内市町村や企業等への普及拡大を図る。［道、市町村］《道内》	新規追加

資料２－２

北海道強靭化計画　今後推進するべき施策（施策プログラム）修正・新規追加一覧表

番号	リスクシナリオ	現行計画の施策プログラム	次期計画施策プログラム（案）	修正理由
50	５－２	（多様なエネルギー資源の活用） ○　~~燃料電池自動車（ＦＣＶ）の普及など~~水素需要の拡大を~~進めるとともに、~~天然ガス~~・地熱~~の利用、メタンハイドレートの資源化、~~廃棄物の電力・熱利用など、~~本道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	（多様なエネルギー資源の活用） ○　本道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、水素需要や天然ガス利用の拡大とともに、本道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	修文・文言修正等 軽微
51	５－２	○　石炭地下ガス化~~や~~クリーンコール技術~~開発、~~石炭の採掘技術継承など~~本道の石炭資源の有効活用に向けた取組を推進する。~~［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	○　道内では、石炭地下ガス化など本道に豊富に賦存する石炭資源の有効活用に向けた取組が進められてきており、こうした取組はエネルギーの地産地消につながるものであることから、石炭採掘技術の継承とともにクリーンコール技術等の開発等により、石炭資源の更なる活用を促進する。 ［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	修文・文言修正等 軽微
52	５－２	（石油燃料供給の確保） ○　~~石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による~~平時からの情報共有や連携~~を促進~~する。 ［国、道、市町村、民間］《道内》	（石油燃料供給の確保） ○　災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体や石油元売会社の団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
53	５－２	○　停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳの周知~~を行うとともに、事業者も含めた~~訓練を実施する。 ［国、道、民間］《道内》	○　停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳの周知や、石油販売業者の団体等と連携した訓練を実施する。 ［国、道、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微
54	５－３	（水道施設等の防災対策） ○　災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。［国、道、市町村］《道内》	（水道施設等の防災対策） ○　積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。［国、道、市町村］《道内》	脆弱性評価結果の反映
55	５－４	（航空ネットワークの機能維持・強化） ○　地元市町村をはじめ、道内７空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	（航空ネットワークの機能維持・強化） ○　地元市町村をはじめ、道内７空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持・拡充に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	脆弱性評価結果の反映
56	５－４	（災害時における多様な交通手段の活用） ○　~~大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、~~移動手段として自転車の活用のメリット~~が再認識され~~ていることから、災~~害時に利用可能な新たな交通手段の~~活用~~方法~~や被災状況の~~早期~~把握手法のあり方等について検討する。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　災害時の自転車活用に係る勉強会や意見交換において、移動手段として自転車の活用のメリットを共有していることから、都市部におけるシェアサイクルの活用や、被災状況の把握・共有手法のあり方等について引き続き検討する。［国、道、市町村、民間］《道内》	修文・文言修正等 軽微